

中小法人・個人事業者のための

一 時 支 援 金

緊急事態宣言の影響緩和

申請要領

主たる収入を雑所得・給与所得で
確定申告した個人事業者向け

2021年6月3日時点版

一時支援金事務局

- ※申請の前に、登録確認機関で、事前確認を受けてください。
- ※今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

一時支援金とは？

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う**飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛**により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している**中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者**に対して、**緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間**における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、**事業全般に広く使える一時支援金**を迅速かつ公正に給付するものです。

事前確認

一時支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通して登録した登録確認機関から以下の（１）および（２）に該当することの確認を受ける必要があります。

- （１）事業を実施していること
- （２）給付対象その他の給付要件を正しく理解していること

※登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください。 (<https://ichijishienkin.go.jp/>)

給付額

給付額＝2019年又は2020年の年間業務委託契約等収入を4で除した金額

—（2019年又は2020年同月比▲50%となっている2021年対象月の業務委託契約等収入×3ヶ月）

※個人事業者等は**30万円**が上限額です。

本申請要領は、フリーランスを含む個人事業者の方で、**雇用契約によらない、業務委託契約等**に基づく事業活動からの収入を、**主たる収入**として、税務上の**雑所得又は給与所得**で確定申告をしている方向けです。

※基準年（定義はP.7を参照してください）の確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となりますので、「**一時支援金申請要領（個人事業者等向け）**」に従って申請を行って下さい。

<給付対象外の方の一例>

- ・基準年の確定申告において事業所得に係る収入がある方
（**一時支援金申請要領（個人事業者等向け）**に従って申請を行って下さい。）
 - ・被雇用者（会社等に雇用されている方（サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。））の方
 - ・被扶養者の方
- ※上記に該当しない方でも、暗号資産（仮想通貨）の売買収入、役員報酬など、事業活動によらない収入については給付額算定の対象外になります。

※給付額の算定に用いる業務委託契約等収入については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する現金給付を除いた額で申請していただく必要があります。詳細については、P.7を参照ください。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口 フリーダイヤル **0120-211-240**

[IP 電話専用回線] 03-6629-0479

営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

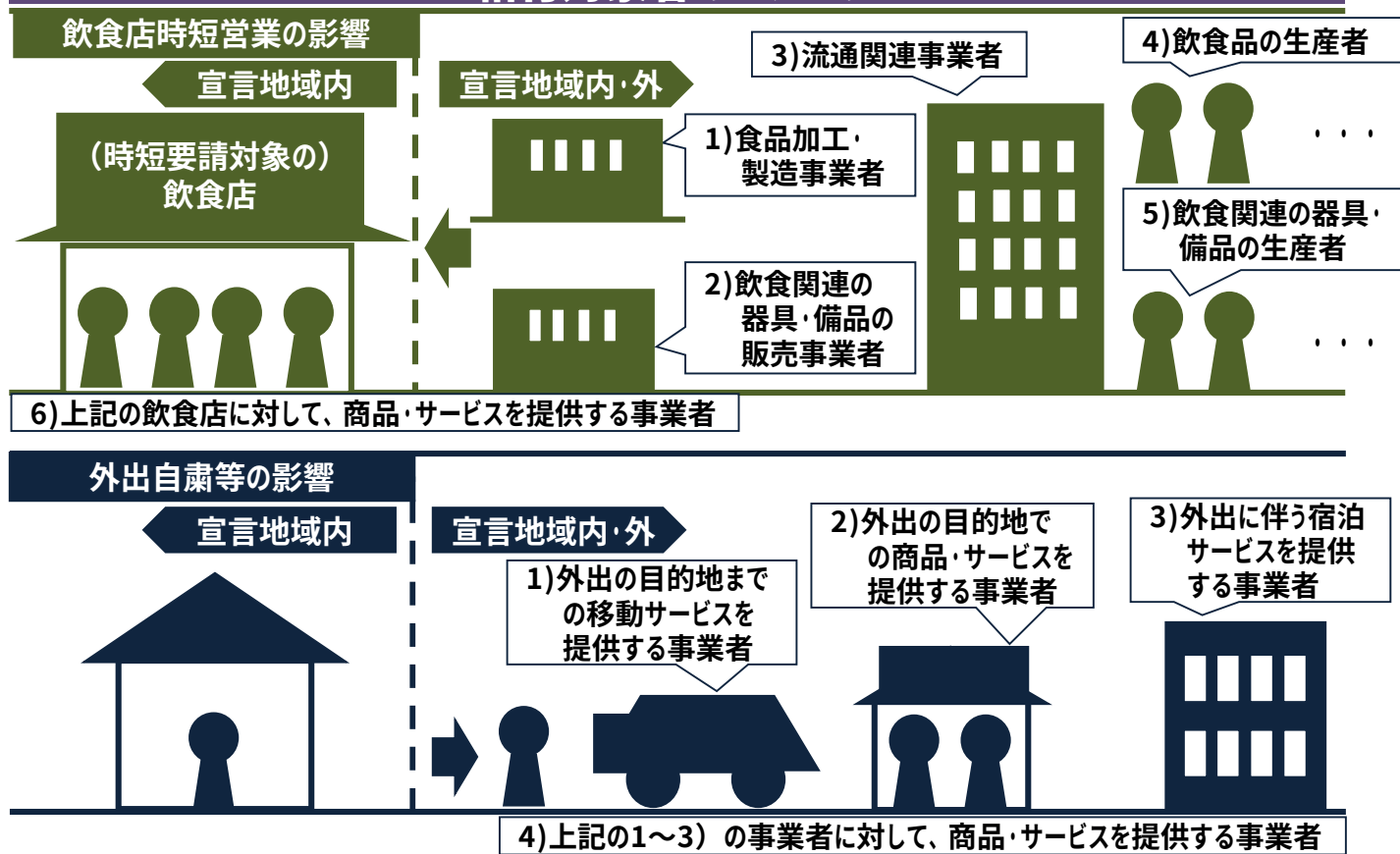
※最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認ください。

※申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

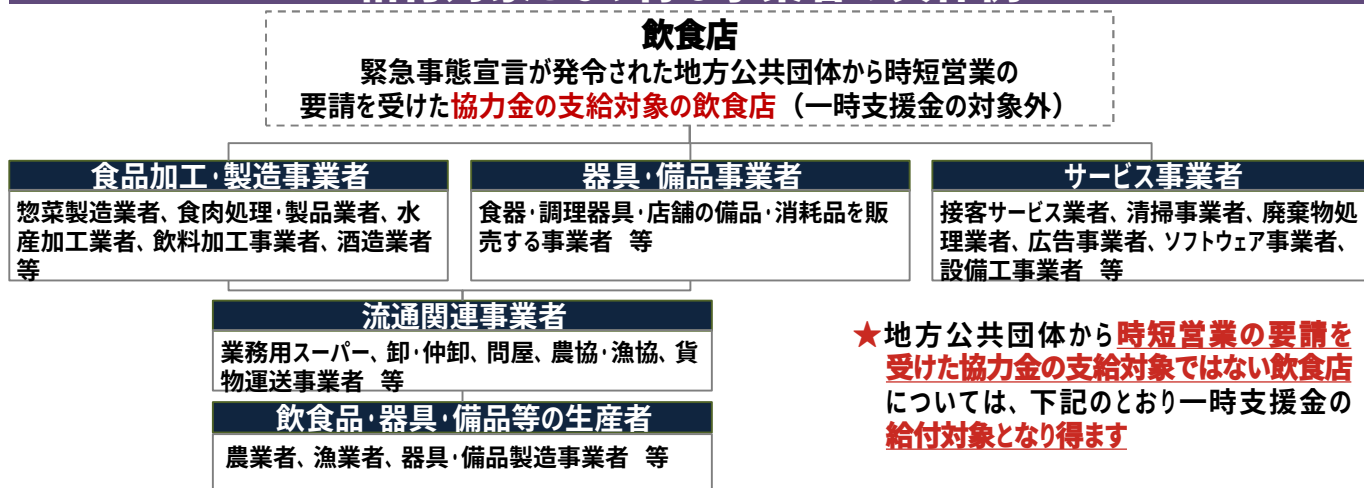
「一時支援金」の不正受給は犯罪です。

前提①（給付対象について）

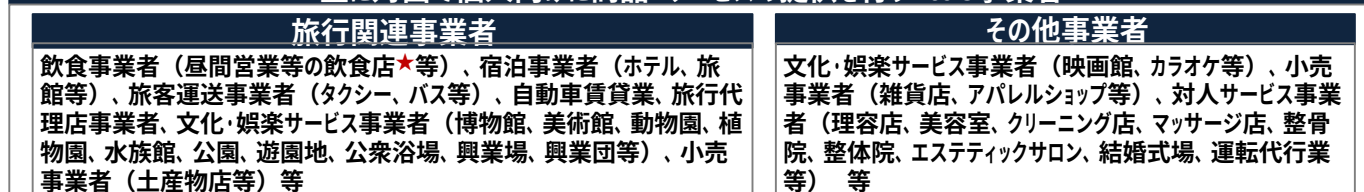
給付対象者のイメージ



給付対象となり得る事業者の具体例



主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者



上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等

対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

前提②（保存資料について）

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により7年間保存してください**。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

飲食店時短営業の影響関係

	申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A)	全国	直接取引	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引※¹を示す「帳簿書類及び通帳」。
(B)	宣言地域内		※¹ 「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通帳」でも可。（以下同じ。）
(C)	宣言地域外	間接取引	- 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。（上記(A)、(B)と同様） - 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、①同販売・提供先が宣言地域内の卸売市場又は流通事業者である、又は②宣言地域内に所在する同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ※² ※² 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等

外出自粛等の影響関係

	申請者所在地	事業	申請者所在地
(A)	宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う B to C事業者	個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類及び通帳」及び「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
(B)	宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う 旅行関連事業者	(A)に求める保存書類 - 加えて、所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等※²であると分かる統計データ(V-RESAS等) ※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
(C)※ ³	全国	宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	- 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 - 加えて、宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は、自ら実施した顧客調査の結果（＝いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）

※³ 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)～(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備することもできる**。

(D)		直接、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	- 販売・提供先が(A)～(C)であることを示す書類。 - 加えて、上記販売・提供先と反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。
(E)	全国	販売・提供先を経由して、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	- 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。 - 加えて、自らの販売・提供先が、(A)～(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。

※ **協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店については、(A)～(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類の保存が必要です**。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていない、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、給付要件に該当しない場合は給付対象外です。

概略（申請から給付までの流れ）

申請から給付までの流れ

申請ID の発番

1

一時支援金ホームページへアクセスする

一時支援金

検索

一時支援金の申請用HP (<https://ichijishienkin.go.jp/>)

2

仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレスを入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3

入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

事前 確認

4

書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する

※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください
<https://ichijishienkin.go.jp/>

5

登録確認機関の確認を受ける

一時 支援金 の申請

6

[マイページ]にて

● 宣誓・同意事項

宣誓・同意事項を
チェック (P.10)

● 基本情報

法人の基本情報と、
ご連絡先 (P.15)

● 売上額

売上情報を入力する
(P.15)

● 口座情報

振込先の口座情報を入
力する (P.15)

7

必要書類を添付 ● 確定申告書類の控え

● 売上減少となった月の売上台帳等の写し

● 国民健康保険証の写し

● 本人確認書類の写し

● 業務委託契約等収入があることを示す書類 など(P.16～)

※ スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影下さい）

一時支援金の申請

一時支援金事務局で、申請内容を確認

※ 申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

一時支援金 申請の手続き

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

1.申請の要件を確認する①（給付対象者・不給付要件）

給付対象者

一時支援金の申請者は、緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月から3月までの期間（以下「対象期間」という。）のいずれかの月の業務委託契約等収入が2019年又は2020年の同月と比較して50%以上減少した者であって（以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。）、下記の（1）～（4）の給付要件をいずれも満たす必要があります。

- （1）2019年以前から事業を行っている者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。）及び対象期間において、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており（*1）、今後も事業を継続する意思があること。

*1 詳細はP.9を参照下さい。

- （2）対象期間内に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。）の月平均の業務委託契約等収入（基準年の年間業務委託契約等収入の金額を12で除したものをいう。）と比べて、緊急事態宣言影響により業務委託契約等収入が50%以上減少した月（以下「雑所得・給与所得候補月」という。）が存在すること。

※ 申請者が一時支援金の給付の申請に際し雑所得・給与所得候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を「雑所得・給与所得対象月」という。

※ 給付額の算定に用いる業務委託契約等収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の業務委託契約等収入等」と「申請フォームに記載の業務委託契約等収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf

- （3）基準年の1月から3月まで（以下「基準期間」という）及び対象期間以降において、被雇用者（*2）又は被扶養者（*3）ではないこと。

*2 会社等に雇用されている方（サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。）をいう。

*3 家族等の収入で生計を維持されている方をいう。

- （4）基準年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がないこと（又は「0円」）。

※ 基準年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がある方は対象外ですので、一時支援金申請要領（個人事業者等向け）に従って申請して下さい。

注：一時支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限ります。（同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。）

【参考】期間等の定義

・対象期間：2021年1月から3月までの期間

・基準年：新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択）

・基準期間：基準年の1月から3月まで

・雑所得・給与所得候補月：対象期間内に、基準年の月平均の業務委託契約等収入と比べて、緊急事態宣言影響により業務委託契約等収入が50%以上減少した月

・雑所得・給与所得対象月：申請者が一時支援金の給付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月

1.申請の要件を確認する②（給付対象者・不給付要件）

不給付要件

下記の（１）から（７）までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- （１）一時支援金の給付通知を受け取った者
- （２）国、法人税法別表第１に規定する公共法人
- （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- （４）政治団体
- （５）宗教上の組織又は団体
- （６）地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店
- （７）（１）～（６）に掲げる者のほか、一時支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

※ 不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、一時支援金を受給することはできません。

1.申請の要件を確認する（業務委託契約等収入）

業務委託契約等収入

(1) 業務委託契約等収入とは以下の①及び②を満たすものを指します。

① 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること。

② 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものであること。

※ その全部又は一部について、事務局に提出する証拠書類等により、事業活動によるものであることを示す必要があります。

(2) 「主たる収入」であるかは、確定申告書において、以下の①及び②を満たしていることで判断します。

① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄（以下の図の㉑、㉒又は㉓）に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分（㉑～㉓）の中で最も大きいこと。

② 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の収入よりも大きいものはないこと。

※ ㉑、㉒又は㉓欄に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算（ただし、事業活動以外の収入は差し引く。）して基準年の年間業務委託契約等収入とします。

※ ただし、基準年の確定申告書上で、「事業収入」（以下の図の㉔又は㉕）がある場合には対象外ですので、「申請要領（個人事業者等向け）」に従って申請して下さい。

■ 確定申告書第一表（B様式）

申請者が選択した基準年の確定申告書における事業収入の欄に金額の記載がある（「0円」ではない）方は対象外です。「一時支援金給付金申請要領（個人事業者等向け）」に従って申請して下さい。

「収入金額等」の「給与」(㉑)、「雑 業務」(㉒)、「雑 その他」(㉓)のみ対象。㉑～㉓の中で、事業活動に基づく収入が最大である必要があります。

※ A様式の場合、一部項目が申告書にありませんが、同様の基準で考えます。

1.申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

宣誓・同意事項

給付規程第9条の規定に基づき、次の（１）から（４）までのいずれにも宣誓し、次の（５）から（１１）までのいずれにも同意する必要があります。

また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに一時支援金の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

※ 宣誓・同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓・同意頂きます。

●宣誓・同意事項

（１）給付要件を満たしていること

※事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、**給付対象外**です。

（２）給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと

（３）給付規程別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

（４）一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること

（５）給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

（６）飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

（７）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、上記（５）で保存している情報を速やかに提出すること

（８）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者が第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

（９）給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

（１０）提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合及び一時支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があること

（１１）給付規程に従うこと

1.申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

給付額の算定方法

一時支援金の給付額は、**30万円を超えない範囲**で、**2019年又は2020年（基準年）**の年間業務委託契約等収入を4で除して得た額から**雑所得・給与所得対象月（※）の業務委託契約等収入に3を乗じて得た額を差し引いたもの**とする。

※ 基準年の月平均の業務委託契約等収入（基準年の年間業務委託契約等収入の金額を12で除したもの）と比較して、業務委託契約等収入が50%以上減少した月を**「雑所得・給与所得候補月」**と呼び、雑所得・給与所得候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を**「雑所得・給与所得対象月」**と呼びます。

■給付額の算定式

S：給付額（上限30万円）

A：基準年の**年間業務委託契約等収入**

B：雑所得・給与所得**対象月**の業務委託契約等収入

$$S = A \div 4 - B \times 3$$

給付の上限は**30万円**となります。

※ **給付額の算定に用いる業務委託契約等収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。**そのため、「確定申告書に記載の業務委託契約等収入等」と「申請フォームに記載の業務委託契約等収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)

1.申請の要件を確認する（算定例）

給付額の算定例

給付金額の算定例1) **基準年を2019年**とする場合

2019年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	180 (=720÷4)			720
2020年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	90 (=360÷4)			360
2021年	1月	2月	3月	
	20	40	40	

2019年の年間業務委託契約等収入を4で除した金額：180万円

2019年の月平均の業務委託契約等収入：60万円

2021年1月の月間業務委託契約等収入：20万円

※2019年の月平均の業務委託契約等収入が60万円（720万円÷12）に対して、
2021年1月の月間業務委託契約等収入が20万円であり、
2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$120\text{万円} = 180\text{万円} - 20\text{万円} \times 3$

120万円 > 30万円（上限額）

給付額30万円

給付金額の算定例2) **基準年を2020年**とする場合

2019年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	90 (=360÷4)			360
2020年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	180 (=720÷4)			720
2021年	1月	2月	3月	
	20	40		

2020年の年間業務委託契約等収入を4で除した金額：180万円

2020年の月平均の業務委託契約等収入：60万円

2021年1月の月間業務委託契約等収入：20万円

※2020年の月平均の業務委託契約等収入が60万円（720万円÷12）、
2021年1月の月間業務委託契約等収入が20万円であり、
2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$120\text{万円} = 180\text{万円} - 20\text{万円} \times 3$

120万円 > 30万円（上限額）

給付額30万円

一時支援金 申請の手続き

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

2.申請する（申請期間・方法）

申請期間・方法

(1)申請期間

一時支援金の申請期間は、**令和3年3月8日から令和3年5月31日**までです。

ただし、**特例**を用いる申請期間は、**令和3年3月19日から令和3年5月31日**までです。

※申請に必要な書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方のうち、**5月31日までに、①「申請IDの発行」及び②「書類の提出期限延長の申込」の両方がお済みの方**については、「申請に必要な書類の提出期限」を**6月15日まで延長**しております。ただし、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは**6月11日まで**となりますので、ご注意ください。

(2)申請方法

一時支援金の申請用HP（<https://ichijishienkin.go.jp/>）からの電子申請。

■ 一時支援金の電子申請の流れ

宣誓・同意事項のチェック

- ・ 宣誓・同意事項の内容を全て確認した上で、各項目にチェックを入れてください。
- ・ 宣誓・同意事項の各項目の内容は「P.10」を参照してください。

申請情報の入力

- ・ 基本情報、口座情報、売上情報等を入力してください。
- ・ 入力項目の詳細は「P.15」を参照してください。

証拠書類等の添付

- ・ 申請に必要な証拠書類等を添付してください。
- ・ 証拠書類等の詳細は「P.16～」を参照してください。

一時支援金の申請完了

※一時支援金の電子申請を行う前に申請IDの発番、登録確認機関による事前確認を受ける必要があります（P.5）。

※電子申請の操作方法等については、一時支援金HPの資料ダウンロードに掲載している「オンライン申請手順のご案内」をご覧ください。（<https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html>）

2. 申請する（基本情報・口座情報の入力）

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	屋号・雅号	屋号又は雅号を入力してください。ない場合、入力は不要です
②	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご入力ください（申請画面で選択式）
③	事業内容	事業内容を入力してください。 飲食店である場合はその旨及び飲食店の営業許可番号を入力してください
④	職業	職業を入力してください
⑤	申請者住所	本人確認書類と同じ郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください
⑥	書類送付先（事務所所在地）	書類送付先（事務所所在地）の郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください（⑤と同じ場合は入力不要）
⑦	申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
⑧	生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
⑨	申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
⑩	申請者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
⑪	基準年	2019年又は2020年を入力してください(申請画面で選択式)
⑫	雑所得・給与所得対象月	雑所得・給与所得対象月を入力してください
⑬	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間業務委託契約等収入	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間業務委託契約等収入を入力してください ※2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月以降の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。 ※2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月よりも前の月の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。 ※白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合など、月次の月間業務委託契約等収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。
⑭	収入に関する情報	確定申告書に基づき、基準年の収入に関する情報を入力してください

※ 給付額の算定に用いる業務委託契約等収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の業務委託契約等収入等」と「申請フォームに記載の業務委託契約等収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)

口座情報の入力

①	金融機関名	金融機関名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金又は当座預金を入力してください
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義人	申請者名と一致するもの

※ 口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

2.申請する（証拠書類等の添付）

証拠書類等の種類

■ 申請するにあたり下記の8種類の証拠書類等の提出が必要となります。

- ・ スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- ・ **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類	・ 2019年分の確定申告書第一表の控え ・ 2020年分の確定申告書第一表の控え ※ 2年分とも必要です。	P.17～19
②	雑所得・給与所得対象月の売上台帳等	・ 雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等	P.20
③	国民健康保険証の写し	・ 申請者名義の国民健康保険証の写し	P.21
④	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	・ 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	P.22
⑤	本人確認書類の写し	・ 本人確認書類の写し	P.23
⑥	宣誓・同意書	・ 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 申請者本人が自署したものが必要となります。	P.24
⑦	2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類（一時支援金に係る取引先情報一覧）	・ 2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先 ※ 事務局が定める様式で提出してください。	P.25
⑧	業務委託契約等収入があることを示す書類（①の収入が業務委託契約等収入であることを示すもの）	・ 一時支援金業務委託契約等契約申立書（事務局様式）、業務委託契約書 ・ 支払調書、源泉徴収票、支払明細書の写し ・ 通帳の写し 等	P.26～31

【原則】

確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることが必要です（P.17）。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です（P.18）。

【例外】

ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することが必要です。また、「收受日付印等」および「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出することが必要です（P.19）。

納税証明書（その2所得金額用）

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは[国税庁\(e-TAX\)のHP](https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)をご覧ください。

(https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

※一時支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

2.申請する（証拠書類等の添付①-1確定申告書）

①-1 確定申告書類（計2枚）

下記の書類について、**2019年及び2020年の2年分**を提出して下さい

● 確定申告書第一表の控え（2枚）

※ **収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）**されていること。

■ 確定申告書第一表（2枚）

申請者が選択した基準年の確定申告書における事業収入の欄に金額の記載がある（「0円」ではない）方は対象外です。「一時支援金給付金申請要領（個人事業者等向け）」に従って申請して下さい。

収入金額等

所得金額等

社会保険料控除

その他控除

合計

収入金額等の「給与」、「雑業務」、「雑その他」のみ対象

※ 2019年分・2020年分ともに確定申告期限が4月15日（木）まで延長されています。今後新たに申告される方は、感染症対策の観点からも、e-Taxをぜひご利用ください。

※ e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付する必要があります（P.18）。

※ 確定申告書第一表の控えに収受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.19を参照して下さい。

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付①-2 e-Tax（受信通知））

①-2 確定申告書類 e-Tax（受信通知） 確定申告書（計4枚）

■受信通知（メール詳細）（2枚）（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

受信通知		
送信されたデータを受け付けました。		
なお、注日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。		
提出先	東税務署	
利用者識別番号	1987911913108026	
氏名又は名称	システム間	
受付番号	20200330084142711518	
受付日時	2020/03/30 08:41:42	
年分	令和01年分	
種目	所得税及び固定資産特別所得税	
所得金額	—	
第3期分の税額	納める税金	—
	還付される税金	—
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。	
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。	

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。



■確定申告書第一表（2枚）
（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

[illegible]

- ※ 2019年分・2020年分ともに確定申告期限が4月15日（木）まで延長されています。今後新たに申告される方は、感染症対策の観点からも、e-Taxをぜひご利用ください。
- ※ 確定申告書第一表の控えに収受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.19を参照して下さい。
- ※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付①-3 例外）

①-3 確定申告書類 収受日付印又は受信通知（メール詳細）のいずれも存在しない場合

■納税証明書（その2所得金額用）（2枚）（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

収受日付印（受付日時印字）又は受信通知（メール詳細）のいずれも存在しない場合には提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは[国税庁\(e-TAX\)のHP](#)をご覧ください。なお、一時支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

■確定申告書第一表（2枚） （2019年分：1枚、2020年分：1枚）



※ 納税証明書と併せて提出する場合、
収受日付印（受付日時印字）は不要です

- ※ 2019年分・2020年分ともに確定申告期限が4月15日（木）まで延長されています。今後新たに申告される方は、感染症対策の観点からも、e-Taxをぜひご利用ください。
- ※ 「収受日付印等」および「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を提出することで代用することができます。「課税証明書」又は「非課税証明書」は、地方公共団体に発行を請求することで入手でき、請求先となる地方公共団体は、「証明が必要な課税年度の1月1日時点で住民登録のある地方公共団体」となります。詳しい請求方法については、各地方公共団体のHP等からお調べください。
- ※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

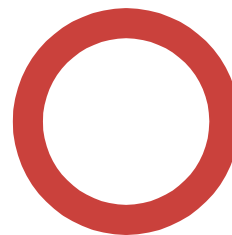
②2021年分の対象とする月の売上台帳等

- ・ 2021年の雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入（合計）が確認できる売上台帳等を提出してください。
- ・ 売上台帳、帳面その他の2021年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入を確認できる他の書類によることも可能とする。
- ・ 基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
- ・ 提出するデータが**対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額が明記されている資料を提出してください。**「**2021年●月**」と明記するとともに、**合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。**

経理ソフトから 抽出した売上データ



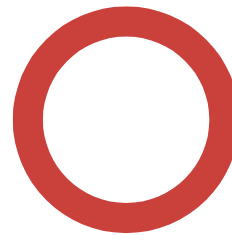
日付	相手勘定科目	摘要			収入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手補助科目	補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額	
	相手部門	部門					
					繰越金額		-186,75
5/1	売上高	本日売上			157,020		-29,73
001							
5/2	消耗品費	文房具代				864	-30,59
002							
5/4	通信費	切手代 @84×2				168	-30,76
005							
5/6	売上高	本日売上			168,320		137,55
008							



エクセルで作成した 売上データ



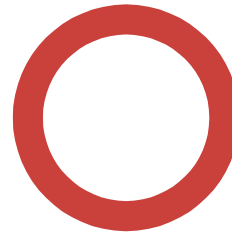
销售	数量	单价	金额
3月 売上高	304	¥ 1,162	411,348
4月 売上高	309	¥ 1,028	317,652
5月 売上高	243	¥ 1,107	268,001
6月 売上高	238	¥ 1,069	254,422
7月 売上高	208	¥ 1,358	284,864
8月 売上高	387	¥ 1,214	469,816
9月 売上高	0	¥ 0	-
10月 売上高	0	¥ 0	-
11月 売上高	0	¥ 0	-
12月 売上高	0	¥ 0	-



手書きの売上帳の コピーなど



<u>売 上 伝 票</u>		No.
*****		 日本殖産株式会社 〒100-0000 東京都千代田区丸の内一丁目九番五号 東京駅前本館 東京都千代田区有明三丁目六番二号 有明支店
様		
年 月 日 ()		
品 名	数 量	単 価 金 額
小計	小 計	
	消費税	
	合 計	



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付③国民健康保険）

③国民健康保険証

申請者本人名義の国民健康保険証（オモテ面のみ）

[illegible]

- ※ 有効期限内の国民健康保険証の提出をお願いします。
※ 原則として資格取得日が2019年以前のものに限ります。

- ※ 制度上の理由により、国民健康保険証が提出できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします。

対象者	代替書類		
任意継続被保険者	①	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は②の いずれか
	②	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	
後期高齢医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証(住所・氏名・生年月日が分かる部分)(オモテ面)		
中小企業協同組合法第3条第4号に規定する「企業組合」に属する個人事業者	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類。 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること。 ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと(企業組合又は企業組合の代表理事の署名があるものに限る。)		1枚の書類で ①②を示すもの

- ※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付④通帳の写し）

④通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写しを提出してください。

金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

※ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

●通帳のオモテ面



●通帳を開いた1・2ページ目



●電子手帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付⑤本人確認書類）

⑤本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出して下さい。

- (1)運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- (2)個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3)写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4)在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面）
※在留の資格が特別永住者のものに限る。
- (5)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）
※いずれの場合も、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、**申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のもの**に限る。

なお、(1)から(5)を保有していない場合は、(6)又は(7)で代替することができるものとします。

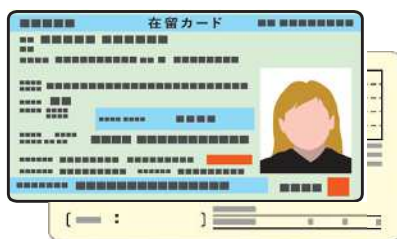
(6)住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

(7)住民票の控え及び各種健康保険証の両方

(1)運転免許証（両面）



(4)①在留カード（両面）



(5)①身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）



(2)個人番号カード
（オモテ面のみ）



(4)②特別永住者証明書（両面） (5)②療育手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）



(3)写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）



(4)③外国人登録証明書（両面） (5)③精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様は両面）



(6)住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

(7)住民票の控え及び各種健康保険証の両方



2. 申請する（証拠書類等の添付⑥宣誓・同意書）

⑥宣誓・同意書

給付規程により様式が定められた**宣誓・同意書**を提出してください。当該様式は一時支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。（<https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html>）

※ 宣誓・同意書には**申請者本人の自署**が必要となります。

※ 視覚や手指等に障害があり、自署の署名が難しい場合には、「〇〇 〇〇（代筆：△△ △△）」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを自署の署名が必要な書類（宣誓・同意書等）の後ろに添付し、1つのファイルにいただいたものを申請画面に添付してください。

（様式1）

宣誓・同意書

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程（以下「本給付規程」という。）第9条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から11までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、一時支援金の給付を受けていない場合は一時支援金の給付を受けることを辞退し、既に一時支援金の給付を受けていた場合は速やかに事務局に返還します。

1. 本給付規程に定める給付要件を満たしていること

※2021年1月、2月又は3月の事業収入が、緊急事態宣言影響により、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第8条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。

※緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接若しくは間接の取引があったこと、又は、同地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことが前提となる。

※一時支援金の趣旨・目的に基づき売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく事業収入が2019年又は2020年の同月比で減少していることが必要である。また、その趣旨・目的が妥当しない理由により対象月の事業収入が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合、例えば、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛とは関係なく事業収入が減少している時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更及び顧客との取引時期を調整している場合、法人成り又は事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合は、給付要件を満たさない。

2. 本給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと

※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入の額を偽っている場合及びその他証拠書類等に虚偽がある場合は、給付要件を満たさない。

3. 本給付規程の別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

4. 一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること

5. 本給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

※帳簿書類とは、口付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。

6. 飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

7. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること

8. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が本給付規程第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応ずること

9. 本給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、本給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

10. 提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び一時支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること

11. 本給付規程に従うこと

令和 3 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

宣誓・同意した
日付を記載

申請者本人の
自署

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付⑦一時支援金に係る取引先情報一覧）

⑦一時支援金に係る取引先情報一覧

2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号並びに連絡先及び顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名、連絡先が確認できる書類（**事務局が定める様式**）を提出してください。当該様式は一時支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。

（<https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html>）

※ 2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した事業者であって、**2019年1～3月又は2020年1月～3月の各期間において、それぞれ十分な事業実績がない場合は、可能な限り当該期間に近い任意の3ヶ月以内の期間**を選択してください。（**少なくとも2つの独立した期間**を選択してください。）その上で、**取引先情報一覧の余白等**に、任意に選んだ期間をご記載ください。

一時支援金に係る取引先情報一覧（個人事業者等向け）

1 年 月 日

一時支援金事務局 殿

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程第7条第3項第2号（ウ）の欄について、以下のとおり提出します。

2 1. 申請者情報

氏名	屋号・雅号
住所	電話番号

3 2. 申請者の該当区分（緊急事態宣言による影響について）

該当する緊急事態宣言の影響について、以下の（1）①～⑤又は（2）①～⑤から選択してチェックを付けてください。（1）、（2）の両方の項目について、複数選択することも可能です。なお、（2）①～⑤の中からのみ選択した場合は、次の3. の記入は不要です。

（1）緊急事態宣言の発令地域（以下、「宣言地域」という。）に所在する地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金¹の支払対象となっている飲食店（以下、「対象飲食店」という。）との取引による影響

☐ ① 「宣言地域」に所在する対象飲食店と直接取引をしていることによる影響

☐ ② 自らが「宣言地域内」に所在しており、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響

☐ ③ 自らは「宣言地域外」に所在しており、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響

（2）不要不急の外出・移動の自粛による影響

☐ ① 自らが「宣言地域内」に所在しており、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（BtoC事業者）

☐ ② 自らが「宣言地域外」に所在しており、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（旅行関連事業者）

☐ ③ 宣言地域の個人顧客との継続した取引による影響（事業者全般）

☐ ④ （2）①～③の事業者、直接、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響

☐ ⑤ （2）①～③の事業者、販売・提供先を経由して、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響

1 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言のことをいう。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金に限る。

4 3. 取引先情報（法人の場合は法人番号必須/該当する取引先が1者のみの期間は1者のみの記載で可）

（1）2019年1～3月において、2.（1）①～③、（2）④～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

（2）2020年1～3月において、2.（1）①～③、（2）④～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

（3）2021年1～3月において、2.（1）①～③、（2）④～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）

※緊急事態宣言の影響により、該当する取引を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記載ください。

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

- 1** 本取引先情報一覧を作成した日付を記入してください。
- 2** 申請者情報について、申請者本人の氏名、屋号・雅号（ある場合）、住所、電話番号を記入してください。
- 3** 該当する緊急事態宣言の影響について、（1）①～③又は（2）①～⑤から選択してチェックを付けてください。
（1）、（2）の両方の項目について、複数選択することも可能です。なお、**（2）①～③の中からのみ選択した場合は、4の記入は不要です。**
- 4** **3** でチェックを付けた「（1）①～③、（2）④～⑤」に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）について、（1）2019年1月～3月分、（2）2020年1月～3月分、（3）2021年1月～3月分をそれぞれ入力してください。なお、該当する取引先が1者のみの期間は1者のみを記入してください。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付⑧業務委託契約等収入があることを示す書類）

⑧業務委託契約等収入があることを示す書類

- **基準年（2019年又は2020年）の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類**として下記の①～③の3種類の書類の中から**いずれか2つの書類（詳細は次ページ）**の提出が必要となります。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合には、任意の1つの業務委託契約等に関する①～③の書類を提出いただければ問題ありません。

※ スキャン画像だけでなく、スマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。

※ いずれの書類も、**基準年（2019年又は2020年）中に業務委託契約等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたもの**に限ります。また、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限ります。

	業務委託契約等収入があることを示す書類の名前	書類等の内容	参照
①	一時支援金業務委託契約等契約申立書	・報酬支払者との業務委託契約等の契約書	P.28
	業務委託契約書等	・報酬支払者と契約があったことを証する書類	P.29
②	支払調書（基準年分）	・支払者が発行したもの	P.30
	源泉徴収票（基準年分）	・支払者が発行したもの ※①との組み合わせが必須	
	支払明細書	・支払者の署名のあるもの	
③	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬が支払われたことがわかる部分	P.31

①一時支援金業務委託契約等契約申立書又は業務委託契約書等

①-1 [一時支援金業務委託契約等契約申立書]

（事務局が定める様式）申請者が業務委託等の契約を締結していたことを証する申立書で、契約を締結した当事者の署名があるもの。

①-2 [業務委託契約書等]

申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書（**全てのページ**）で、申請者ではない契約を締結した当事者の署名があるもの。

②支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し

②-1 [支払調書の写し] 又は [源泉徴収票の写し]

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票（お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。）

②-2 [支払明細書の写し]

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書（様式は問いません。ただし、支払者の署名のあるものに限ります。署名は事後的に追加いただいても構いません。）

③通帳の写し

契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳。

（申請者本人名義であることが分かるページ及び業務委託契約での報酬が支払われたことが分かるページ（該当箇所が分かるようにマーカーなどで印をつけて下さい）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（業務委託契約等収入があることを示す書類の一覧）

業務委託契約等収入があることを示す書類組み合わせ表

「業務委託契約等収入があることを示す書類」については、以下の組み合わせでご提出いただくことができます。

（例：1つめの書類として、「業務委託契約書等」を選んだ場合は、2つめの書類は②のどれか1つ又は③の通帳の写しが正しい組み合わせとなります）

				1つめの書類					
				① 一時支援金業務委託 契約等契約申立書 又は業務委託契約書等		② 支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し			③ 通帳の写し
				どちらか1つ		どれか1つ			
				一時支援金 業務委託契約 等契約申立書	業務委託 契約書等	支払調書 の写し	源泉徴収票 の写し	支払明細書 (署名)の写し	通帳の写し
2 つ め の 書 類	①	ど ち ら か 1 つ	一時支援金 業務委託契約等 契約申立書			○	○	○	○
			業務委託 契約書等			○	○	○	○
	②	ど れ か 1 つ	支払調書 の写し	○	○				○
			源泉徴収票 の写し	○	○				
			支払明細書 (署名)の写し	○	○				○
	③		通帳の写し	○	○	○		○	

- 1つめの書類で「源泉徴収票」又は「給与に係る支払明細書（給与明細等）」を選んだ場合は①のいずれかの書類が必須となります。（「源泉徴収票と通帳の写し」、「給与に係る支払明細書（給与明細等）と通帳の写し」の組み合わせによる申請はできません）
- ①の「一時支援金業務委託契約等契約申立書」と「業務委託契約書等」の2つを組み合わせで提出することはできません。また、②の「支払調書」と「源泉徴収票」と「支払明細書（署名）」の写しの中の2つを組み合わせで提出することはできません。
- どの組み合わせで提出いただく場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限りです。（例：業務委託契約書の「発注者」と、支払調書の「支払者」が同一等）

2. 申請する（業務委託が行われたことを示す申立書）

①-1 一時支援金業務委託契約等契約申立書（事務局様式）

作成した日付を記載
して下さい。

年 月 日

署名

※契約者名が法人名又は屋号・雅号の場合、その代表者又は担当者の氏名も付記してください。

(申請者住所)
(申請者氏名)
(申請者連絡先)

(契約者住所)
(契約者の名称又は氏名)
(契約者連絡先)

一時支援金業務委託契約等契約申立書

申請者の名称、契約
の相手方の法人名・
名称等を記入してく
ださい。

●●（契約者の名称又は氏名）とその被雇用者ではない●●（申請者氏名）は、一時支援金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年又は2020年のうちいずれか基準年に該当する年にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。
なお、本申立てに偽りその他の不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45条）各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）を行い、申請した場合は、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程における無資格受給又は不正受給に該当するものとする。

記

業務内容、契約締結
の期間、契約に基づく
報酬額について、簡潔
に記載してください。

- 1 業務委託契約等の内容
- 2 業務委託契約等の期間
- 3 業務委託契約等の報酬等

以上

注：本申立書において、「基準年」とは、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程第4条第1項第1号ハに掲げる、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年として、申請者が2019年又は2020年のいずれかから選択する年をいう。

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。
なお、契約者名が法人名又は屋号・雅号の場合、その代表者又は担当者の氏名も付記するものとする。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名を行うものとする。

【一時支援金業務委託契約等契約申立書】

申請者及び業務委託契約等の発注者が業務委託契約等を締結していたことを証する申立書（事務局が定める様式）で、契約を締結した当事者の署名があるもの。

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する（業務委託契約書等）

①-2 業務委託契約書等

業務委託契約書

株式会社A（以下「甲」という）と株式会社B（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結した。

（業務委託の内容）

第1条 甲は、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを委託し提供する。

（1）〇〇の助言・指導業務

（2）〇〇に関する情報提供業務

（契約期間）

第2条 本件業務は、本契約締結日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

（業務の対価）

第3条 本件業務の対価は、月額金〇円とする。

（対価の支払条件）

第4条 甲は、乙に対し、第3条の対価を毎月25日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

（業務の実施）

第5条 乙は、自らの直に属さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行が著しく困難又は不可能となったことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。

（善管注意義務）

第6条 乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行う。

（著作権の帰属）

第7条

1. 乙が、本件業務の遂行において作成した報告書の著作権は乙に帰属するものとする。但し、甲及び甲の関係会社はこれを無償、かつ無期限に任意の方法で独占的に利用することができる。乙はこれを異議なく許諾する。

2. 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該甲又は乙に帰属するものとする。

（第三者の権利侵害）

第8条

1. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する著作権、特許権及びその他一切の権利（以下「著作権等」という）に抵触しないよう留意する。

2. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 A
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 B
代表取締役 〇〇 〇〇

契約を締結した当事者の署名があるもの。ただし、申請者の署名等がない場合でも、業務委託等の発注者の署名等があれば問題ありません

【業務委託契約書等】

申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等

（委任契約、準委任契約、請負契約等）の契約書（全ページ。様式は問いません。）で、契約を締結した当事者の**署名**があるもの（申請者の署名等がない場合でも、申請者以外の契約者の署名等があれば問題ありません）。

※ 申請者に支払われる業務委託契約等収入に係るものに限り（申請者が発注者の場合等は認められません）。

※ 業務委託契約等の契約内容が分からないもの（内容・期間・報酬の記載がない等）は認められない場合があります。

※ また、契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「贈与契約」など、明らかに**個人事業者としての事業活動によらない**と考えられる契約書については、**契約の内容にかかわらず認められません**。

※ 業務委託契約書等は、内容の確認に時間を要する可能性があります。

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（支払調書・源泉徴収票・支払明細書）

②支払調書・源泉徴収票・支払明細書

【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書（「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る）又は源泉徴収票（「給与所得の源泉徴収票」に限る）

※ 基準年分に限ります。お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。

なお、源泉徴収票を提出される場合は、P.28又はP.29のいずれかの書面が必須となります。

令和 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書													
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
区分	細目	支払金額				源泉徴収額							
		円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千
(概要)													
支払者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号											
		(電号)											
監理欄		①				②							

[illegible]

【支払明細書の写し】

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書で、**支払者の署名**のあるもの。

※ 様式は問いませんが、「**支払者が発行した基準年の支払を示す明細書で、支払者、支払先（申請者）、金額、時期が分かるもの（又はこれに相当するもの）**」に限ります。

※ **申請者が発行する領収書・請求書等、契約の履行を示すものではない見積書・発注書等**は認められません。給与に係る支払明細書の場合には、源泉徴収票と同様に、P.28又はP.29のいずれかの書類が必須となります。

※ 支払者の署名は事後的に追加いただいても 構いません。

※ 確認に時間がかかり、また、確認の結果給付できない場合があります。

[illegible]

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（通帳の写し）

③通帳の写し（名義人及び報酬の支払いが分かるページ）

①通帳の名義人が分かる部分



電子手帳 画面コピー

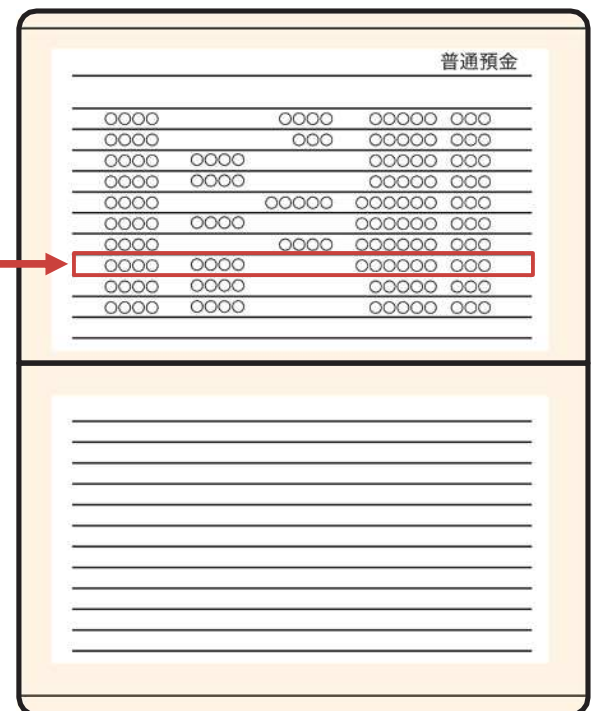


又は



②報酬が支払われたことが分かるページ

業務委託契約等に基づく報酬が支払われたこと（支払者・日付を含む）が分かる箇所にマーカーなどで印をつけた上で、該当ページの写しをご提出下さい。



【通帳の写し】

契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳（以下の①②の双方が必要です）。

① 通帳の名義人（申請者本人名義）が分かる箇所を含むページ

② 業務委託等による報酬が支払われたことが分かる箇所を含むページ

※ なお、通帳に記載されている報酬の支払者（振込名義人）が、他の証拠書類等（業務委託契約書等）と一致（名称が全て表示されない場合は部分一致）する必要があります。

※ 年間の業務委託契約等収入の全てを示す必要はありません（いずれか1カ所で可）。

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容・証拠書類等の確認完了後、事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。

※通知の到着前に振込が行われる場合もあること、予めご了承下さい。

不正受給時の対応

提出された基本情報等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ① 一時支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を**返還請求**を行います。
- ② 申請者の**法人名等の公表を講じることがあります。**
- ③ 不正の内容等により、不正に一時支援金を受給した**申請者を告訴・告発**します。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口 フリーダイヤル **0120-211-240**

[IP 電話専用回線] 03-6629-0479

営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

※最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認ください。

※申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

「一時支援金」の不正受給は犯罪です。

一時支援金 申請の手続き

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

申請時の注意事項

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

A：証拠書類等に関する特例

A-1
A-2

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年又は2020年の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

P.35

B：給付額等に関する特例

B-1

2019年・2020年新規開業特例
2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合

P.36-41

B-2

罹災特例
2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

P.42-43

A-1、A-2 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を提出の上、申請してください。

A-1 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■ 代替の証拠書類

当該年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

- ※ 收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。
- ※ 2019年1月から12月までの間に開業した者であって、当該期間に事業収入を得ていない場合は、2019年分の確定申告書第一表の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書を提出いただきます。

A-2 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控え又は当該年分の住民税の申告書類の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■ 代替の証拠書類

当該年の**前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印の押印されたもの）**

又は

当該年の**前年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）**で代替することができます。

- ※ 收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。
- ※ 收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。
この場合、給付額について、**証拠書類等の存在する年のいずれかの年の年間業務委託契約等収入**で給付額の算定を行うことができます。

給付金額の算定例）**2018年分の確定申告書第一表**を提出し、**2018年の年間業務委託契約等収入**を給付額の算定に用いる場合

2018年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	180 (=720÷4)			720
2019年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	当該年分の確定申告書第一表及び住民税の申告書類が提出できない			
2020年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	90 (=360÷4)			360
2021年	1月	2月	3月	
	20	40	40	

2018年の年間業務委託契約等収入を4で除した金額：720万円÷4=180万円

2018年の月平均の業務委託契約等収入：720万円÷12=60万円

2021年1月の月間業務委託契約等収入：20万円

- ※ **2018年**の月平均の業務委託契約等収入が60万円に対して、2021年1月の月間業務委託契約等収入が20万円であり、**2018年**同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

180万円－20万円×3＝120万円＞30万円（上限額）

給付額30万円

B-1 新規開業特例（2019年開業の場合）

2019年1月から2019年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

2019年を基準年とした上で、2021年の雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が、2019年の開業した月から同年12月までの月平均の業務委託契約等収入に比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 3 - B \times 3$$

S：給付額（上限30万円）

A：2019年の年間業務委託契約等収入

M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入

証拠書類等

- ① 2019年及び2020年分の確定申告書第一表の控え（P.17～参照）
 - ② 雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等（P.20参照）
 - ③ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（P.21参照）
 - ④ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22参照）
 - ⑤ 本人確認書類（P.23参照）
 - ⑥ 宣誓・同意書（P.24参照）
 - ⑦ 取引先情報一覧（P.25参照）
 - ⑧ 基準年に業務委託契約等収入があることを示す書類（P.26～参照）
 - ⑨ 以下のいずれかの書類
 1. 個人事業の開業・廃業等届出書（P.37参照）
（開業日が2019年1月1日から同年12月31日まで、かつ、収受日が2021年2月1日以前）
 2. 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）（P.38参照）
（事業開始年月日が2019年1月1日から同年12月31日まで、かつ、収受日が2021年2月1日以前）
 3. 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日が確認できる公的機関が発行/収受した書類
（事業開始年月日が2019年1月1日から同年12月31日まで、かつ、当該書類の発行/収受日が2021年2月1日以前）
- ※ 3. の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

算定例

算定例）2019年9月に開業した場合

	2019年								2020年	2021年			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	..	1	2	3
万円						20	40	50	50	..	30	20	30

2019年の業務委託契約等収入：160万円

月平均の業務委託契約等収入：40万円（160万円÷4か月）

対象月の業務委託契約等収入20万円

A：2019年の年間業務委託契約等収入＝20+40+50+50＝160万円

M：2019年の開業月数＝4か月

B：2021年の対象月の業務委託契約等収入＝20万円

S：160÷4×3－20×3＝60万円＞30万円（上限額）

→ 給付額30万円

50%以上減

→ 対象月＝2月

B-1 新規開業特例（2019年開業の場合）

■ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）

- ・ 事業開始年月日が2019年1月1日から同年12月31日までであり、かつ、収受日が2021年2月1日以前であること。
- ・ 収受日付印等が押印されていること。

※ 収受日付印が押印されていること。

収受日が2021年2月1日以前であること。

開始・廃止・変更等の年月日が
2019年1月1日から
同年12月31日まで
であること。

第32号様式（甲）（条例第26条関係）

		新（変更後）	旧（変更前）
事務所（事業所）	所在地	電話（ ）	電話（ ）
	名称・屋号		
	事業の種類		
	事業主住所が事務所（事業所）所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所（事業所）所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所（事業所）所在地欄に○印を付する。		
事業主	住所	電話（ ）	電話（ ）
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日		年 月 日	事由等 開始・廃止・※法人設立その他（ ）
※法人設立	所在地	法人名称	
	法人設立年月日	年 月 日（既設・予定）	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。			
年 月 日 氏名 印			
都税事務所長 支 庁 長 殿			

（日本産業規格A列4番）

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

B-1 新規開業特例（2020年開業の場合）

2020年1月から2020年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

2020年を基準年とした上で、2021年の雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が、2020年の開業した月から同年12月までの月平均の業務委託契約等収入に比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 3 - B \times 3$$

S：給付額（上限30万円）

A：2020年の年間業務委託契約等収入

M：2020年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入

証拠書類等

- ① 2020年分の確定申告書第一表の控え（P.17～参照） ※2019年分の確定申告書類の提出は不要です
- ② 雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等（P.20参照）
- ③ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（P.21参照）
- ④ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22参照）
- ⑤ 本人確認書類（P.23参照）
- ⑥ 宣誓・同意書（P.24参照）
- ⑦ 取引先情報一覧（P.25参照）
- ⑧ 基準年に業務委託契約等収入があることを示す書類（P.26～参照）
- ⑨ 以下のいずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書（P.40参照）

（開業日が2020年1月1日から同年12月31日まで、かつ、収受日が2021年2月1日以前）

2. 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）（P.41参照）

（事業開始年月日が2020年1月1日から同年12月31日まで、かつ、収受日が2021年2月1日以前）

3. 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日が確認できる公的機関が発行/収受した書類

（事業開始年月日が2020年1月1日から同年12月31日まで、かつ、当該書類の発行/収受日が2021年2月1日以前）

※ 3. の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

算定例

算定例）2020年9月に開業した場合

	2020年									2021年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円						20	40	50	50	30	20	30

2020年の業務委託契約等収入：160万円

月平均の業務委託契約等収入：40万円（160万円÷4か月）

対象月の業務委託契約等収入20万円

A：2020年の年間業務委託契約等収入＝20＋40＋50＋50＝160万円

M：2020年の開業月数＝4か月

B：2021年の対象月の業務委託契約等収入＝20万円

S：160÷4×3－20×3＝60万円＞30万円（上限額）

→ 給付額30万円

50%以上減

→ 対象月＝2月

B-1 新規開業特例（2020年開業の場合）

■ 個人事業の開業・廃業等届出書

- ・ 開業日が2020年1月1日から同年12月31日までであり、かつ、**收受日が2021年2月1日以前**であること。
- ・ 收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、**受付日時が印字**）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知（メール詳細）**」を添付すること。

※ 收受日付印が押印されていること。

收受日が**2021年2月1日以前**であること。

開業日が
**2020年1月 1日から
同年12月31日まで**
であること。

1040																					
税務署受付印 																					
個人事業の開業・廃業等届出書																					
納税地 住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - -) (TEL - -)	上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -)																				
フリガナ	大正 昭和 平成 令和																				
氏名	生年月日 年 月 日生																				
個人番号																					
職業	フリガナ 屋号																				
個人事業の開業等について次のとおり届けます。																					
届出の区分	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 氏名 事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 氏名																				
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業（農業）所得 〔廃業の場合……全部・一部（ ）〕 開業・廃業等日 開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 令和 年 月 日																				
事業所等	新増設、移転後の所在地 (電話) 移転・廃止前の所在地																				
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 代表者名 法人納税地 設立登記 平成 令和 年 月 日																				
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無																				
事業の概要	できるだけ具体的に記載します。																				
給与等の支払状況	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>従業員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th>その他参考事項</th> </tr> <tr> <td>専従者</td> <td>人</td> <td></td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用人</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> </table>	区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	専従者	人		有・無		使用人			有・無		計			有・無	
区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項																	
専従者	人		有・無																		
使用人			有・無																		
計			有・無																		
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無 給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日																				
関係税理士	(TEL - -)																				
税務署整理番号	整理番号 受付印の年月日 確認印 年 月 日																				
確認書類	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 ほか（ ）																				

B-1 新規開業特例（2020年開業の場合）

■ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）

- ・ 事業開始年月日が2020年1月1日から同年12月31日までであり、かつ、収受日が2021年2月1日以前であること。
- ・ 収受日付印等が押印されていること。

※ 収受日付印が押印されていること。

収受日が2021年2月1日以前であること。

開始・廃止・変更等の年月日が
2020年1月1日から
同年12月31日まで
であること。

第32号様式（甲）（条例第26条関係）

		新（変更後）	旧（変更前）
事務所（事業所）	所在地	電話（ ）	電話（ ）
	名称・屋号		
	事業の種類		
	事業主住所が事務所（事業所）所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所（事業所）所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所（事業所）所在地欄に○印を付する。		
事業主	住所	電話（ ）	電話（ ）
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日		年 月 日	事由等 開始・廃止・※法人設立その他（ ）
※法人設立	所在地	法人名称	
	法人設立年月日	年 月 日（既設・予定）	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。 年 月 日 氏名 印 都税事務所長 支庁長 殿			

（日本産業規格A列4番）

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

B-2 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

2021年の対象月の月間業務委託契約等収入が、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の同月の月間業務委託契約等収入と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

$$S = A \div 12 \times 3 - B \times 3$$

S：給付額（上限30万円）

A：罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の年間業務委託契約等収入

B：雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入

証拠書類等

① 確定申告書第一表の控え（P.17～参照）

※ 2020年分及び罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の分（給付額の算定に用いる年と同年分）を提出してください。

② 雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等（P.20参照）

③ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（P.21参照）

④ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22参照）

⑤ 本人確認書類（P.23参照）

⑥ 宣誓・同意書（P.24参照）

⑦ 取引先情報一覧（P.25参照）

⑧ 基準年に業務委託契約等収入があることを示す書類（P.26～参照）

⑨ 罹災証明書等（P.43参照）

算定例

算定例）2019年1月に罹災し、罹災日の属する日の前年である2018年の年間業務委託契約等収入を給付額の算定に用いる場合

	2018年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	年間業務委託契約等収入：360万円											

	2021年		
月	1	2	3
万円	30	10	

月平均の業務委託契約等収入・30万円

対象月の業務委託契約等収入10万円

50%以上減
→ 対象月=2月

A：2018年の年間業務委託契約等収入＝360万円

B：2021年の対象月の業務委託契約等収入＝10万円

S：60÷12×3－10×3＝60万円＞30万円（上限額）

→ 給付額30万円

B-2 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

■ 罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を提出してください。

※ 罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

別 紙 (整理番号)	
罹 災 証 明 書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
〇〇市町村長 印	

一時支援金 申請の手続き

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。
その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

添付書類全般に係る不備

1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
2. 画像がぼやけて情報が判読できない
3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている



1.パスワードが設定されている



2.ぼやけている



3.見切れている

確定申告書類等に係る不備

1. 確定申告書B第一表ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
2. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
3. 申請画面で入力した年間収入金額（公的年金等を除く雑及び給与の合計額）と、確定申告書に記載されている年間収入金額（公的年金等を除く雑及び給与の合計額）が異なる
※ 収入金額の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く
4. 收受日付印がない
5. e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付がない

納の出	延納届出額	58	1000
還受付される税場の所	郵便局名等	銀行 金庫・組合 郵便局	本店・支店 出張所 本所・支所
記号番号	種類	預金 普通 当座 定期貯蓄	税務署

2. 3. 20

○ 收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押す必要がありますので、申告書提出時に請求してください（内容を証明するものではありません。）。

※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要はありません。

4.参考：收受日付印例

メール詳細	
送信されたデータを受け付けました。	
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。	
送付先	●●市役所
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田
氏名	山田 太郎
電話番号	03-1234-5678
メールアドレス	example@example.com
送付内容	確定申告書の提出
送付日時	2020/03/20 10:00:00
送付元	税務署
送付先	〒100-0001 東京都千代田区千代田
送付先	〒100-0001 東京都千代田区千代田
送付先	〒100-0001 東京都千代田区千代田

5.参考：e-Taxの受信通知（メール詳細）

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

確定申告書類等に係る不備

6.申告内容の更正を請求している場合、更正の請求書ではなく更正通知書が必要になります

※「更正通知書」は更生前・更生後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で提出する必要があります

	第 _____ 号 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	(印欄表示)
股		
税務署長 _____ 課長 _____		
平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書		
あなが平成____年____月____日付でされた平成____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。		
この結果、この通知により減少する税額は、下の表のいっしょ内ようになります。		
区	分	(金)
所得金額	所得 (1)	
所得金額	所得 (2)	
所得金額	所得 (3)	
所得金額	所得 (4)	
所得金額	所得 (5)	
所得金額	所得 (6)	
所得金額	所得 (7)	
所得金額	所得 (8)	
所得金額	所得 (9)	
所得金額	所得 (10)	
所得金額	所得 (11)	
所得金額	所得 (12)	
所得金額	所得 (13)	
所得金額	所得 (14)	
所得金額	所得 (15)	
所得金額	所得 (16)	
所得金額	所得 (17)	
所得金額	所得 (18)	
所得金額	所得 (19)	
所得金額	所得 (20)	
所得金額	所得 (21)	
所得金額	所得 (22)	
所得金額	所得 (23)	
所得金額	所得 (24)	
所得金額	所得 (25)	
所得金額	所得 (26)	
所得金額	所得 (27)	
所得金額	所得 (28)	
所得金額	所得 (29)	
所得金額	所得 (30)	
所得金額	所得 (31)	
所得金額	所得 (32)	
所得金額	所得 (33)	
所得金額	所得 (34)	
所得金額	所得 (35)	
所得金額	所得 (36)	
所得金額	所得 (37)	
所得金額	所得 (38)	
所得金額	所得 (39)	
所得金額	所得 (40)	
所得金額	所得 (41)	
所得金額	所得 (42)	
所得金額	所得 (43)	
所得金額	所得 (44)	
所得金額	所得 (45)	
所得金額	所得 (46)	
所得金額	所得 (47)	
所得金額	所得 (48)	
所得金額	所得 (49)	
所得金額	所得 (50)	
所得金額	所得 (51)	
所得金額	所得 (52)	
所得金額	所得 (53)	
所得金額	所得 (54)	
所得金額	所得 (55)	
所得金額	所得 (56)	
所得金額	所得 (57)	
所得金額	所得 (58)	
所得金額	所得 (59)	
所得金額	所得 (60)	
所得金額	所得 (61)	
所得金額	所得 (62)	
所得金額	所得 (63)	
所得金額	所得 (64)	
所得金額	所得 (65)	
所得金額	所得 (66)	
所得金額	所得 (67)	
所得金額	所得 (68)	
所得金額	所得 (69)	
所得金額	所得 (70)	
所得金額	所得 (71)	
所得金額	所得 (72)	
所得金額	所得 (73)	
所得金額	所得 (74)	
所得金額	所得 (75)	
所得金額	所得 (76)	
所得金額	所得 (77)	
所得金額	所得 (78)	
所得金額	所得 (79)	
所得金額	所得 (80)	
所得金額	所得 (81)	
所得金額	所得 (82)	
所得金額	所得 (83)	
所得金額	所得 (84)	
所得金額	所得 (85)	
所得金額	所得 (86)	
所得金額	所得 (87)	
所得金額	所得 (88)	
所得金額	所得 (89)	
所得金額	所得 (90)	
所得金額	所得 (91)	
所得金額	所得 (92)	
所得金額	所得 (93)	
所得金額	所得 (94)	
所得金額	所得 (95)	
所得金額	所得 (96)	
所得金額	所得 (97)	
所得金額	所得 (98)	
所得金額	所得 (99)	
所得金額	所得 (100)	

参考：更正通知書

[illegible]

参考：更正の請求書

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

売上台帳に係る不備

1. 売上台帳の売上と、対象月の売上が一致しない
2. 売上台帳の月と、対象月が一致しない
3. 売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書等を添付している
4. 今年の対象月の台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している
5. 添付された売上台帳の月が対象期間外
(今年ではない、申請日より未来の月など)

証拠書類として添付すべき売上台帳等について

基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。
※添付するデータの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

売上台帳

2021年1月分

会社名：株式会社いちじえん

日付	内容	金額
1/10	出張ケータリング	20,000
1/20	みかん 500個	10,000
1/30	さくらんぼ 3ケース	35,500
合計金額		65,500

抽出するデータ
が対象月の事
業収入であるこ
とを確認できる
よう、対象となる
[売上月]を記
載してください。

**対象月の売上額が（総額）を記載してください。
対象月の売上額が0円の場合は、
[0円]であることを明確に記載してください。**

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

業務委託契約等収入を証明する書類に係る不備

記名のみで、署名等が無い「業務委託契約等収入を証明する書類」は不備となります。



参考：署名のみの契約書画像

参考：記名・押印のある契約書画像



参考：記名のみの契約書画像

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

被扶養者・被雇用者が申請することに係る不備

本制度は、本業として事業活動をされており、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を、確定申告における主たる収入として、雑所得又は給与所得の収入により申告されている方が対象です。このため、**雇用契約に基づき、会社等に雇用されている方(具体的にはサラリーマン・パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方)**は給付対象外となります。**国民健康保険証をお持ちの方でも家族等の収入で生計を維持されている被扶養者は給付対象外**となります。

国民健康保険
被保険者証

有効期限 平成20年 2月 1日
記号 11 番号 12345678

氏 名 康 太郎 性別 男
生 年 月 日 23年1月1日
世帯主氏名 康 太郎
住 所 市羽東師阿 衿1丁目
資格取得年月日 20年11月1日
発 行 期 日
交 付 年 月 日 平成19年 1月 1日
保 険 車 番 号 123456 市 印

健康保険
被保険者証

本人(被保険者) 00111
平成26年 6月25日交付

記号 21700023 番号 21

氏 名 協会
生 年 月 日 平成 26
性 別 男
資格取得年月日 平成 26
事業所名称 〇〇 株式会社
保険者番号 01010016
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇 印

国民健康保険の加入月と売上減少の対象月の関係に係る不備

国民健康保険証の資格取得日より前に売上減少の対象月が指定されている

※申請者が選択した売上減少の対象月において、国民健康保険に加入されていない場合は不備となります

国民健康保険の資格取得日	売上減少の対象月	不備の有無
2019年4月1日	2021年1月	不備無し
2021年2月1日	2021年1月	不備有り

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

氏名表記に係る不備

申請画面に入力した氏名と本人確認書類に記載されている氏名が一致しない

本人確認書類 (例)	不一致理由	書類上の表記	入力画面の表記
個人番号カード	改姓	ニホシ ハナコ	イチジ シエン ハナコ
在留カード	英字表記	ICHIJISHIEN JOBS	イチジ シエン ショブス

【不一致理由が改姓の場合】

氏名表記の不一致理由が改姓の場合、旧姓及び新姓の分かる公的書類の添付が必要になります

【不一致理由が英字表記の場合】

本人確認書類記載の氏名が英字/外国語表記の場合、入力内容も同様にする必要があります

銀行口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている
(貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
(口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。
(例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されているなど)

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

口座を申請するときの注意事項

●全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳（口座情報）のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができないことがございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

●ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではなく、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力ください。

不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

●ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(カタカナ)を正しくご入力ください。

●口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤：カブシカ イヤイジ シェン
→ 正：カブシカ イヤ イジ シェン

小さい「ッ」や「ヨ」などは使用できません。大きい「ツ」「ヨ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤：ニッポソ → 正：ニツポソ

中黒点「・」は、ピリオド「.」又はスペースを使用してください。

例)誤：イチ・ニ・サン → 正：イチ.ニ.サン 又は イチ ニ サン

カナ長音文字(ー)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤：トーキョー → 正：ト-キョ-

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

口座を申請するときの入力例

不備内容	×誤った例	○正しい例
通帳に記載のない入力をしている	ICHIJISHIEN	イチジシエン
名義の後に「サマ」を入力している	シンセイジ ロウ サマ	シンセイジ ロウ
法人略語の相違 ※ 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カブ シキガイシャ	カ)
濁音で入力していない ※ 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カブ シキカイシャ	カブ シキガイシャ

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

利用可能文字

数字	0123456789
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
かな文字	アイウエオ カキクケコ サシセソ タチツテト ナニヌネノ ハヒフヘホ マミムメモ ヤユヨ ラリルレロ ワヲン
濁点・半濁点	ゝ 。
記号	\ . () - / 「 」 スペース

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

本人確認書類に記載された申請者住所に係る不備

- ・ 本人確認書類に記載された住所と一時支援金の申請画面で入力された申請者住所が一致しない。
- ※ 本人確認書類に記載の通りに番地・ビルマンション名等までを入力しないことによる不備が多く発生しています。

本人確認書類（例：運転免許証）

氏名	日本花子	昭和61年 5月 1日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	
交付	令和01年05月07日 12345	
有効期限	2024年(令和06年)06月01日まで	
免許の条件等	眼鏡等	
優良	見本	
番号	第 012345678900	
二種	平成15年04月01日	種 大型 中型 一 二
他	平成17年06月01日	類 大型 中型 一 二
二種	平成29年08月01日	種 大型 中型 一 二

運転免許証 見本

〇〇〇〇〇 公安委員会

「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに、申請者住所を入力してください。

※引っ越しして住所が変更されている場合は、変更後の住所が確認できる本人確認書類を提出するとともに、引っ越し後の住所を入力してください。

一時支援金の申請画面

申請者住所	必須	
「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに入力してください。		
郵便番号	1000013	郵便番号から自動入力する
	ハイフンなし7桁の半角数字	
都道府県	東京都	
市区町村	千代田区霞が関	
番地・ビルマンション名等	2-1-2	
	※番地がない場合には「無番地」と記載してください。 ※全角で入力してください。	

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

宣誓・同意書に係る不備

- ・ 給付規程で定める様式ではない書類が提出される。
- ・ 宣誓・同意書に記入された宣誓・同意日付が**一時支援金の申請日付より後の日付**になっている。

宣誓・同意日付が**一時支援金の申請日付以前**の日付となっている

宣誓・同意日付が**一時支援金の申請日付より後**の日付となっている

[illegible][illegible]

**一時支援金の申請
日付以前の日付。
但し、一時支援金の
申請受付を開始した
令和3年3月8日
以降であること。**

**一時支援金の申請
日付より後の日付。**

一時支援金に係る取引先情報一覧に係る不備

- ・ **事務局が定める様式ではない書類**が提出される。
- ・ 「2. 申請者の該当区分（緊急事態宣言による影響について）」において、「（2）①～③の中からのみ選択した場合」**ではない**にも関わらず、「3. 取引先情報」が**空欄のまま**である。
- ・ 「3. 取引先情報」において、個人事業者であるにも関わらず、**申請者本人を取引先として記入**している。

一時支援金に係る取引先情報一覧（個人事業者等向け）

年 月 日

一時支援金事務局 用

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金交付無償返還書第3表第2号（ア）の欄欄について、以下のとおり提出します。

1. 申請者情報

氏名	姓・名・姓中
住所	電話番号

2. 申請者の居住区分（緊急事態宣言による影響）について

該当する緊急事態宣言の事象について、以下の（1）①～②又は（2）①～④から選択してチェックを付けてください。（1）、（2）の両方の項目について、複数選択すること可能です。なお、（2）①～④の中からみ選択した場合は、次の（3）の記入は不要です。

（1）緊急事態宣言の発令地域（以下、「宣言地域」という。）に所在する地方公共団体による営業時間短縮要請に協力し居るが支払対象とならない飲食店（以下、「対象飲食店」という。）との取引による影響

☐ ① 「宣言地域」に所在する対象飲食店と直接取引をしていることによる影響

☐ ② ①または「宣言地域」に所在しては、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響

☐ ③ ①または「宣言地域」に所在しており、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響

（2）主要不要の外出・移動の自粛による影響

☐ ① 自ら「宣言地域」に所在して、主に対面や個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（BtoC事業者）

☐ ② ①または「宣言地域」に所在しており、主に対面や個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（BtoB事業者）

☐ ③ 宣言地域の個人と顧客との継続した取引による影響（事業主全般）

☐ ④ ①～③の事業者は、直接、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響

☐ ⑤ ①～③の事業者は、販売、提供先を経由して、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第3条第1項に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等の緊急事態宣言のことである。

2 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等の緊急事態宣言が発令されている地方公共団体に関する。

3、取引先情報（法人の場合は法人番号を必須）該当する取引先が1番の欄には1番のみの記載で可)

(1) 2019年1~3月において、2、(1)①~②、(2)④~⑤に該当する取引先及び商品の販売又はサービス等の提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2番）

法人番号 法人名（個人の場合は姓・敬称）	所在地	電話番号

法人番号
法人名（個人の場合は姓・敬称）

	所在地	電話番号

(2) 2020年1~3月において、2、(1)①~②、(2)④~⑤に該当する取引先及び商品の販売又はサービス等の提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2番）

法人番号 法人名（個人の場合は姓・敬称）	所在地	電話番号

法人番号
法人名（個人の場合は姓・敬称）

	所在地	電話番号

(3) 2021年1~3月において、2、(1)①~②、(2)④~⑤に該当する取引先及び商品の販売又はサービス等の提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2番）
当該急事対応宣言の影響により、該当する取引先を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記載ください。

法人番号 法人名（個人の場合は姓・敬称）	所在地	電話番号

法人番号
法人名（個人の場合は姓・敬称）

	所在地	電話番号

「2.緊急事態宣言による影響について」において、「(2)①～③の中からのみ選択した場合」を除き、必ず「3.取引先情報」の(1)、(2)、(3)を記入してください。